

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

横浜子育てサポートシステム事業実施要領

平成13年10月	1日制定
平成14年 4月	1日改正
平成16年 4月	1日改正
平成16年 9月29日	改正
平成18年 4月	1日改正
平成20年 3月31日	改正
平成21年10月27日	改正
平成22年 6月30日	改正
平成24年 4月	1日改正

(目的)

第1条 この要領は、横浜子育てサポートシステム事業（ファミリー・サポート・センター事業として行われるもの）による、市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「横浜子育てサポートシステム事業」とは、子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が会員となって行う会員相互による子育ての援助活動をいう。

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、横浜市から委託を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と各区社会福祉協議会（以下「区協議会」という。）とが協働して実施するものとする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員及び利用会員の登録・管理に関すること。
- (2) 補償保険に関すること。
- (3) 提供会員の研修会に関すること。
- (4) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
- (5) 広報・会報に関すること。
- (6) 援助活動の総合調整に関すること。
- (7) 関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(区協議会の業務)

第5条 区協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入会説明会に関すること。
- (2) 提供会員の研修会に関すること。
- (3) 会員の交流会に関すること。
- (4) 地区リーダーの委嘱と交流会に関すること。

- (5) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
- (6) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (7) 会員の登録・管理、広報関係、会報発行、その他事務の補助に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、協議会の定める所定の手続きに従い、提供会員又は利用会員として協議会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 横浜市内に居住していること。
- (2) 提供会員にあっては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であって、協議会又は区協議会が実施する入会説明を受け、かつ協議会が実施する研修会を受講した者とする。

ただし、協議会が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。

(3) 利用会員にあっては、原則として生後57日以上の乳児から小学校6年生までの児童を持つ者であって、区協議会が実施する入会説明を受けた者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 協議会は、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 協議会に退会の申し出をしたとき。
- (2) 横浜市外に転出したとき。
- (3) 更新をせずに一定期間が過ぎたとき。

2 協議会は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあっ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。
- (2) 援助活動中の児童に異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(地区リーダー)

第9条 区協議会は、円滑な事務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループを設け、当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うための地区リーダーを選任するものとする。

2 前項に定める地区リーダーを選任しない場合においては、協議会が横浜市と協議の上別に定める者が、グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うものとする。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
- (2) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設等」という。）への送迎を行うこと。
- (3) その他区協議会が子育て支援のために必要と認める援助を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。

3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

4 1対1での預かりを原則とする。

(援助活動の時間)

第11条 援助活動は、原則として平日の午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。

ただし、これにより難い場合はこの限りでない。

2 援助時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間を使う。

- (1) 子どもを自宅で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えて来たときまでとする。

- (2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第12条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、地区リーダーに対し、その申込みをするものとする。

2 地区リーダーは、利用会員から援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

(報酬等)

第13条 利用会員は、提供会員に対し、援助活動及び援助活動のために必要な事前の協議の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

(保険)

第14条 会員を兼ねる者は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、協議会を通じて傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に一括加入する。

(会則)

第15条 協議会は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

(運営の特例)

第16条 協議会は、第3条の規定に関わらず、横浜市が必要と認める場合には、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者（以下「拠点事業運営者」という。）と協働して、本事業を運営するものとする。

2 第1項の運営に当たっては、本要領の規定について、別表1の条項欄に掲げる規定中、同表読み替え前の字句欄に掲げる字句は、第1項に該当する場合にあっては同表第1項欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。また、第5条第1項第4号及び第5号並びに第9条の規定については、これを適用しない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日 一部改正）

1 この要領は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別に定める基準のうち1報酬に係わる改正規定は、平成16年10月31日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 一部改正）

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日 一部改正）

1 この要領は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成22年6月30日 一部改正）

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

条項	読み替え前の字句	第1項
第5条第1項	区協議会	拠点事業運営者
第5条第1項第1号	入会説明会	入会説明
第6条第2項第2号及び第3号	区協議会	拠点事業運営者
第10条第1項第3号	区協議会	拠点事業運営者
第12条第1項及び第2項	地区リーダー	拠点事業運営者

横浜子育てサポートシステムの報酬等に関する基準

平成22年6月30日改正（平成22年10月1日施行）

横浜子育てサポートシステム事業実施要領第13条の規定に基づく報酬等の基準を次のように定める。

1 援助活動報酬の額の基準

子ども1人あたりの援助活動報酬の額の基準は、次のとおりとする。

区分	報酬の額
月曜日から金曜日までの 午前7時から午後7時まで	1時間当たり 800円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり 900円

(1) 援助時間が1時間未満のときは1時間とし、1時間を超えて端数があるときは、その時間が30分までの場合は上表に規定する1時間当たりの金額の半額とし、30分を超える場合は1時間当たりの金額とする。

(2) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前7時と午後7時を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とする。

※(例) 援助時間が平日の午前6時45分から午前8時15分までの場合：1,300円
<算定根拠>①6:45～7:45→900円

$$\text{②}7:45 \sim 8:15 \rightarrow 800\text{円} \times 1 / 2 = 400\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} = 1,300\text{円}$$

(3) 利用会員が複数の子どもを預ける場合における報酬の額で、それらの子どもが兄弟姉妹の場合には、2人目以降の報酬の額は上表に定める金額の半額とする。

※(例) 1人の提供会員が、5歳の兄と3歳の妹を、平日の午後1時から午後3時まで同時に預かる場合：2,400円
<算定根拠>①5歳の兄に係る報酬の額 800円 × 2 = 1,600円

$$\text{②}3\text{歳の妹に係る報酬の額 } 800\text{円} \times 1 / 2 \times 2 = 800\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} = 2,400\text{円}$$

(4) 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- ア 利用予定日の前日の午後7時までに申し出たとき 無料
- イ 利用予定時刻前までに申し出たとき 利用予定時間の報酬の額の半額
- ウ 利用予定時刻前までに申し出をせず、 利用予定時間の報酬の額の全額
利用しなかったとき

2 実費

利用会員は、援助活動及び事前の協議に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎及び援助活動場所への移動等に係る交通費
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用
- (3) 援助活動のために必要な事前の協議に係る交通費

3 自家用車を使用する場合の実費の取扱い

- (1) 自家用車に子どもを乗せ、送迎等の援助活動に使用する場合
 - 2 (1) に定める実費のうち、自家用車の使用に係るもののは授受はできないものとする。
- (2) 自家用車に子どもを乗せず、単に援助活動場所への移動等に使用する場合
 - 2 (1) の定めに従い実費を支払うものとし、金額は横浜市営バスの均一区間運賃に準じて、提供会員と利用会員が協議し、決定するものとする。

4 援助活動前後の移動時間の取り扱い

援助活動の前後での移動時間の合計が1時間を越える場合、会員間の協議により、援助活動の報酬とは別に、その他報酬として、授受することができる。

5 支払方法

利用会員は、報酬及び実費を、その日の援助活動終了後、すみやかに提供会員に直接支払うものとする。